

〈平成29年4月1日から適用〉 この表は1か月30日として計算しています。

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1 ご契約者の要介護度別サービス利用料金	547円	614円	682円	749円	814円
2 個別機能訓練加算	12円				
3 日常生活継続支援加算	36円				
4 看護体制加算	8円				
5 夜勤職員配置加算	13円				
6 口腔衛生管理体制加算	1円（1か月30円）				
7 サービス利用料金計	617円	684円	752円	819円	884円
8 サービス利用料金1か月	18,510円	20,520円	22,560円	24,570円	26,520円
9 介護職員処遇改善加算 (8×6.0%) ※	1,111円	1,231円	1,354円	1,474円	1,591円
10 居住費に係る基準費用額	840円				
11 食費に係る基準費用額	1,380円				
12 居住費、食費1か月	66,600円				
13 自己負担額計(8+9+12)	86,221円	88,351円	90,514円	92,644円	94,711円

※ 介護職員処遇改善加算は、8の月額に対して6.0%掛けた金額となります。

※ 上記以外の加算が該当になった場合、その加算額を8に足し、6.0%掛けた金額が加算金額となります。

※ 自己負担2割の方は、該当加算額と8、9を足した2倍の金額となります。

☆ 上記7のサービス利用料金に個々の状況、体制に応じた加算が摘要される場合があります。具体的には以下の通りです。

ア 初期加算

入所日から30日以内の期間及び入院30日以上で退院後、30日を限度に月額30円

イ 外泊時加算

入院、外泊をした場合には、月6日を限度に月額246円(月をまたぐ場合最大12日間)

ウ 経口移行加算

経管栄養の方で、経口移行計画に基づき経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要な場合は月額28円

エ 経口維持加算(Ⅰ)

経口摂取する方が摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合、栄養管理による継続的な食事摂取を進めた場合は1か月400円

オ 経口維持加算(Ⅱ)

経口維持加算(Ⅰ)を算定している方で、経口による食事摂取を支援するための観察、会議が行われている場合は1か月100円

カ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者を受入れ、個別の担当者を定めサービスを提供する場合には月額120円(65歳の誕生日の前前日まで)

キ 看護体制加算 I ロ

常勤の看護師（正看護師）を配置した場合には日額 4 円

ク 栄養マネジメント加算

常勤の管理栄養士を配置し、個別の栄養ケア計画に基づいた栄養ケア管理が行われる場合には日額 14 円